



第 2 回事業者選定委員会を開催しました

平成 30 年 1 月 17 日に公表し、中止となりました基本設計業務委託公募型プロポーザルについて、業者の再募集を行うため、平成 30 年 5 月 9 日に第 2 回事業者選定委員会を開催し、基本設計業務委託公募型プロポーザルの実施要領等の審議を行いました。本委員会でのご意見を踏まえ、事業者の募集を進めます。

新庁舎整備基本設計業務委託の事業者を再募集します

多くの設計事務所の皆様にご参加していただける様に、事業内容や参加資格要件の見直しを行い、多様な提案をいただき、より良い新庁舎づくりにつなげていきます。

○主な見直しについて

□業務内容

実施設計(その 1)として、1 号館、2 号館、八角棟の除却、3 号館の改修(外壁改修・屋上防水・OA フロア・空調改修・エレベーター等)、立体駐車場、外構工事の設計を、新たに追加しています。

□参加資格要件

- ・ 建築（構造）・電気・機械設備主任技術者について雇用関係にある者を配置
→協力会社を可とする。
- ・ 電気設備または機械設備主任技術者に設備設計一級建築士の資格を有する者を配置
→会社で資格を有する者が設備設計の法適合確認を行うことで可とする。

□評価基準

- ・ 5,000 m²以上 10,000 m²未満の実績、10,000 m²以上の実績に応じて、それぞれ加点
→5,000 m²以上の実績に集約して加点する。
- ・ 設備設計一級建築士の資格について、電気・機械設備主任技術者の両方が資格を有する場合に加点
→いずれかが資格を有する場合に加点する。

☆募集日程については「[02-1.和泉市新庁舎整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領 \(PDF : 441.7KB\)](#)」の 7 ページをご覧ください。

(下線部をクリックするとページが開きます。)